

# 処 分 基 準

B - e - 6

平成29年4月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第74条の3第6項
処 分 の 概 要： 安全運転管理者等の解任命令
原権者（委任先）： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路交通法第74条の3（安全運転管理者等）</li><li>・ 道路交通法施行規則第9条の8（安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数）</li><li>・ 道路交通法施行規則第9条の9（安全運転管理者等の要件）</li></ul>
審 査 基 準： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 処分等の性質上、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な処分基準を定めることが困難であると認められるものである。</li></ul>
問 い 合 わ せ 先： 警察本部交通総務課交通死亡事故抑止総合戦略室 <p style="text-align: right;">（052-951-1611内線5033）</p>
備 考：